



令和8年度



保育園・認定こども園・幼稚園等

新規入園のご案内



中央市こども健康部子育て支援課保育担当
〒409-3892 中央市臼井阿原301番地1
TEL:055-274-8557 FAX:055-274-1125



目 次

タイトル	ページ
認定・施設の種類	2～3
入園手続きの流れ	4
2号・3号（保育）の給付認定	5
2号・3号（保育）の申込み	6～7
保育を必要とする事由を証明する書類	8
提出書類チェックシート	9
中央市保育園等利用調整基準（指数表）	10～11
1号（教育）の申込み	12
市外の施設への入園申込み	13
保育料について	14
主食費及び副食費について	15
保育に伴う費用について	16
延長保育・一時預かり事業について	17
施設等利用給付認定（新1号・新2号・新3号）	18
中央市認可外保育所等保育料無料化事業について	19
令和8年4月入所募集予定定員	20
中央市内保育園等の紹介	21～32
中央市保育園等位置図	33

～はじめに～

- ①今回の申込みは、令和8年4月以降に、**認定こども園**や**認可保育施設**、**新制度幼稚園**、**小規模保育施設**等に入園を希望する方を対象としています。【教育・保育認定】
- ②**私学助成幼稚園**の利用を希望する方は、施設へ入園の手続きを行い、入園決定後に【施設等利用給付認定】の申請をしてください。（2月頃予定）
- ③**認可外保育施設**の利用を希望する方は、施設へ入園手続きを行い、入園決定後に【施設等利用給付認定】または【中央市認可外保育所等保育料無料化事業認定】の申請をしてください。（2月頃予定）

令和8年度クラス年齢早見表

クラス年齢	生 年 月 日	保育	教育
0歳児クラス	令和 7年4月2日以降	3号	
1歳児クラス	令和 6年4月2日～令和7年4月1日		
2歳児クラス	令和 5年4月2日～令和6年4月1日		
3歳児クラス	令和 4年4月2日～令和5年4月1日	2号	1号
4歳児クラス	令和 3年4月2日～令和4年4月1日		
5歳児クラス	令和 2年4月2日～令和3年4月1日		

認定・施設の種類

ピンクの枠内の施設を利用する場合、【教育・保育給付認定】を市から受ける必要があります。
枠外については施設と直接入園の契約を行い、必要に応じて右ページの申請を行ってください。

施設種別	対象児童	教育・保育 給付認定	中央市内施設 □公立 ■私立
私学助成幼稚園 (新制度未移行幼稚園) 国立大学附属幼稚園	教育を希望する 3歳以上児	-	※中央市内には ありません。
新制度幼稚園 認定こども園 (教育部分)	教育を希望する 3歳以上児 ※3歳の誕生日前日の 翌月1日から認定可	1号認定	■わかば幼稚園 ■みかさこども園 ■まみい・キッズ こども園
認可保育所 認定こども園 (保育部分)	保育を希望する 3歳以上児	2号認定	□玉穂保育園 □田富第一保育園 □田富第三保育園 □田富北保育園 □豊富保育園 ■わかば幼稚園 ■みかさこども園 ■まみい・キッズ こども園
	保育を希望する 0～2歳児	3号認定	
小規模保育事業所	保育を希望する 0～2歳児	3号認定	■ゆりかご愛児園 ■みんなのいばしょ ■西はなわ保育園 ■ミモザ保育園
認可外保育施設等	各施設の 決まりによる	-	

令和6年4月からの保育料の完全無料化について

利用する施設や世帯の状況等により、無料化の対象となる範囲や金額が異なります。
 緑の枠内は【施設等利用給付認定】、黄色の枠内は認可外保育施設等のみ【中央市認可外保育所等保育料無料化事業認定】を市から受けることで無料化の対象となります。詳しくは18ページ・19ページをご確認ください。

【施設等利用給付認定】と【中央市認可外保育所等保育料無料化事業認定】の申請受付は2月を目途に行う予定です。

施設等利用 給付認定	対象児童	無償化の内容
新1号認定	3歳児～5歳児クラスの児童 ※3歳の誕生日前日から認定可	◆保育料が月額上限額まで無償 私学助成：25,700円、国立附属：8,700円
新2号認定	3歳児～5歳児クラス (満3歳利用児を除く)で 保育の必要性がある児童	◆保育料が月額上限額まで無償 私学助成：25,700円、国立附属：8,700円
新3号認定	満3歳利用児で保育の必要性がある 市民税非課税世帯の児童	◆預かり保育が上限額まで無償 日上限額：450円 月額上限額（新2号）：11,300円 月額上限額（新3号）：16,300円
新2号認定	3歳児～5歳児クラス (満3歳利用児を除く)で 保育の必要性がある児童	◆預かり保育が上限額まで無償 日上限額：450円 月額上限額（新2号）：11,300円 月額上限額（新3号）：16,300円
新3号認定	満3歳利用児で保育の必要性がある 市民税非課税世帯の児童	◆保育料が無償
-	保育の必要性がない3歳児～5歳児 クラスの児童(満3歳利用児含む)	◆保育料が無償
-	3歳児～5歳児クラスで 保育の必要性がある児童	◆保育料が無償
-	0歳児～2歳児クラスで 保育の必要性がある 市民税非課税世帯の児童	◆保育料が無償
-	0歳児～2歳児クラスで 保育の必要性がある市民税課税世帯の児童	◆保育料が無料 ※申請手続き不要
-	0歳児～2歳児クラスで 保育の必要性がある 市民税非課税世帯の児童	◆保育料が無償
-	0歳児～2歳児クラスで 保育の必要性がある市民税課税世帯の児童	◆保育料が無料 ※申請手続き不要
新2号認定	3歳児～5歳児クラスで 保育の必要性がある児童 (企業主導型保育施設を除く)	◆保育料が上限額まで無償 月額上限額：37,000円
新3号認定	0歳児～2歳児クラスで保育の必要性がある 市民税非課税世帯の児童 (企業主導型保育施設を除く)	◆保育料が上限額まで無償 月額上限額：42,000円
-	0歳児～2歳児クラスで保育の必要性がある 市民税課税世帯の児童(企業主導型保育施設を含む)	◆保育料が上限額まで無料 月額上限額：42,000円

※保育の必要性については、5ページをご確認ください。

入園手続きの流れ

保育所は、子ども・子育て支援法により保護者が働いていたり、病気である等「保育の必要性」のある子どもを保育する施設であり、すべての子どもが無条件に入所できるものではありません。

▼令和8年4月からの新規入園及び転園を希望する子どもの受付の流れです。

▼施設により新規募集しないクラス年齢があります。事前に募集人数等を施設にご確認ください。(市内施設はP20をご参照ください。)

1 申込み施設・子どもの認定区分を確認 (2ページをご確認ください)

2 申込み施設・子どもの認定区分による申請書類の配布

保育を希望する 0歳～小学校就学前児

2号・3号認定

(保育園・認定こども園・小規模保育事業所)

○市内施設を第一希望とする方

配布場所 第一希望とする施設 又は
子育て支援課(本庁舎)

配布期間 9月26日(金)～10月10日(金)
午前9時～午後5時

○市外施設を第一希望とする方

配布場所 子育て支援課 (本庁舎)

配布期間 9月26日(金)～10月10日(金)
午前9時～午後5時

教育を希望する3歳以上児

1号認定

(幼稚園・認定こども園)

○市内施設を第一希望とする方

配布場所 希望する施設
配布期間 施設に直接お問い合わせください

○市外施設を第一希望とする方

配布場所 子育て支援課 (本庁舎)

配布期間 9月26日(金)～10月10日(金)
午前9時～午後5時

3 申込み施設・子どもの認定区分による申請書類の提出

必要書類を準備し、
受付期間中に提出してください。

○市内施設を第一希望とする方

提出場所 中央市役所 本館 防災対策室

提出期間 11月12日(水)～11月14日(金)
午前9時～午後5時

○市外施設を第一希望とする方

提出場所 子育て支援課 (本庁舎)

提出期間 10月23日(木)～24日(金)
午前9時～午後5時

必要書類を準備し、
受付期間中に提出してください。

○市内施設を第一希望とする方

提出場所 希望する施設

提出期間 施設に直接お問い合わせください

○市外施設を第一希望とする方

提出場所 希望する施設

提出期間 施設に直接お問い合わせください
※幼稚園によって、新制度に移行していない施設もあります。その場合は直接幼稚園で手続きを行います。

4 申込み後

▽市において、認定区分・入園施設を決定し、関係書類を送付します。(2月5日前後を予定)
※予定の為、変更となる場合があります。

▽施設から入園の内定を受けます。
▽市から認定区分を決定し、関係書類を送付します。(2月5日前後を予定)
※予定の為、変更となる場合があります。

※入園が決定しましたら、各施設で行う説明会へ出席し、準備する物・登園時間・延長保育等、園にご確認ください。

2号・3号（保育）の給付認定

保育施設（保育園・小規模保育・認定こども園の保育部分）での保育を希望する方は、以下の要件を満たす市の保育認定を受ける必要があります。

1 保育の必要性（保育を必要とする事由）と必要量

保育を必要とする事由として、父母ともに下表の認定の事由欄のいずれかに該当することが必要になります。

2号・3号認定については、保育の必要性和、保育必要量（保育を受けられる時間）の認定を行います。保育必要量には「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があります。

- 「保育標準時間」 … 園の開園時間から1日に最大11時間まで利用できます
- 「保育短時間」 … 園の開園時間から1日に最大8時間まで利用できます

※施設により、登園・降園時間、開所時間等が異なります。保育時間のイメージは、17ページをご覧ください。

保育標準時間と保育短時間の事例

※「標準時間」に該当する場合、保護者の希望により「短時間」を選択することができます。

ただし「短時間」に該当する場合、「標準時間」を選択することはできません。

認定の事由	事 例	保育必要量の認定
就労 (月 48 時間以上) ※就労時間帯は夜でも可	両親がいる場合 ・両親共に月 120 時間以上（通勤時間を含む） ・いずれかが月 120 時間未満（通勤時間を含む）	標準時間 短時間
	母子・父子家庭の場合 ・月 120 時間以上（通勤時間を含む） ・月 120 時間未満（通勤時間を含む）	標準時間 短時間
妊娠・出産（注1）	両親がいる場合 ・父が標準時間 ・父が短時間	標準時間 短時間
	母子家庭の場合	標準時間
育児休業中の継続利用	育児休業中の継続利用	短時間
保護者の疾病・障がい	就労時間が、両親共に標準時間認定だった場合 ・両親いずれかの疾病・障がい ・両親共に疾病・障がい	標準時間 標準時間
	就労時間が、父が標準、母が短時間認定だった場合 ・父が疾病・障がい ・母が疾病・障がい ・両親共に疾病・障がい	短時間 標準時間 標準時間
	母子・父子家庭の場合	標準時間
同居親族の介護・看護	同居親族の介護・看護(居宅外看護<入院>を含む)	短時間
求職活動（原則3か月間）	求職活動	短時間
就学・職業訓練	就学・職業訓練	短時間
児童虐待・DV等	児童虐待・DV等	標準時間
災害復旧	災害復旧活動	標準時間
その他	その他（保護者の収監等）	状況による

（注1）出産予定日の約2ヵ月前が属する月の1日から産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで。
多胎児の場合、出産予定日の14週間前が属する月の1日から産後8週間を経過する日の翌日が属する末日まで。

2号・3号（保育）の申込み

1 申込みをする前に必ずご確認ください

申請について

- 中央市に申請ができるのは、中央市に住所がある（住民登録をしている）世帯です。
市外の施設に入園を希望する場合も、中央市に住所がある世帯は中央市に申請を行ってください。
- 今回の受付は、令和8年4月の入園児用です。**転園を希望される方も、申請が必要になります。**
※育児休業から復帰する方を除き、5月以降の入園の受付は行いません。
- 受付期間を過ぎた場合は、1次選考の対象外になります。1次選考後、定員に空きがある場合のみ再選考します。
- 書類の不備等により、子育て支援課から保護者へ連絡させていただくことがあります。
1週間以内に連絡が取れない場合には、入所できない場合がありますのでご注意ください。
○子どもの発達状況等により入園の可否に不安がある場合には、事前に施設にご相談ください。

1号認定から2号認定への変更を希望する方について

- 現在は1号認定の方で、4月から同園の2号認定への変更を希望される場合、認定変更の手続きが必要になります。入所施設へご相談の上、4ページの入園手続きの流れに基づき、手続きを行ってください。

育児休業中の方について

- 5月以降の途中入園は、令和8年5月以降に育児休業から復帰する方に限り申請が可能です。
復職日から14平日前が属する月の初日から入園可能となります。
ただし、復職時期が早い人から優先的に選考を行います。
※市内施設を希望する場合に限りです。市外を希望する場合は受け付けできません。

妊娠・出産の方について

- 第2子以降の妊娠・出産を事由に申請する場合、その上の子どもが入園できる期間は、出産予定日から起算して産前約2カ月前(多胎児の場合14週間前)が属する月の1日から、産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなり、これを経過した時点で退園となります。
(例) 令和8年8月5日が出産予定日の場合 → 入園期間は令和8年6月～10月末日
- 妊娠・出産の事由に該当しなくなった場合は、退園となります。就労で継続利用を希望する方は終了期間が属する月の15日までに就労証明書等の提出が必要です。

3月までに転入をされる方について

※申請は現住所地で行っていただきます。

- 令和8年3月31日までに中央市に転入を予定されている場合、転入予定者を市内在住者とみなし、選考作業を行います。
ただし、転入予定日までに中央市での住民登録が確認できない場合は、入園取消しとなります。
- (添付書類) ▶新築または賃貸による転入 → 工事請負契約書(写)または賃貸契約書(写)など
※引渡し日、または転入日の記載がない場合は、併せて「転入に関する申立書」を提出してください。
現在お住まいの市町村の様式でアレルギーについての記載がない場合は、「食物アレルギー調査書」を添付してください。

2 提出書類 (以下の書類を市役所へ提出してください。)

- ① 「施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書」
(児童1人につき1枚)
- ② 保育を必要とする事由を証明する書類
※事由により提出書類が異なります。事由ごとの提出書類は8ページ参照。
- ③ 「食物アレルギー調査書」 (児童1人につき1枚)
- ④ 「個人番号(マイナンバー)申告書」
※ひとり親で同居の祖父母がいる場合は、祖父母のマイナンバーの記入が必要です。
- ⑤ その他添付書類 (9ページ参照)
○市外へ転出予定の方で転出先の施設を希望する場合は、転出先の市町村に必要な書類と提出期限をご確認ください。

3 持ち物

(保育) 2号・3号認定

- ① ハンコ
- ② 申請にくる方の身分証明書【顔写真付きのもの(免許証等)であれば1点、顔写真がない場合は2点】
- ③ 個人番号カードもしくは通知カード(個人番号がわかるもの)
※ 父、母、入所を希望する児童のもの(ひとり親で同居の祖父母がいる場合は、祖父母の分も必要)
※ 「個人番号(マイナンバー) 申告書」の番号確認を行うために、申請の際に提示していただきます。忘れずにお持ちください。

4 入園選考について

入園選考は、10・11ページの「中央市保育園等利用調整基準(指数表)」と「調整基準(加算・減算)」における保護者(両親)等の該当する事由の指数を合算し、指数の高い方から優先的に希望施設の選考を行います。

選考手順

- 1 提出された書類(就労証明書等)により、調整基準に基づき全申込者の指数を算出します。
- 2 指数の高い申込者から選考を行います。
- 3 第3希望まで記入された方で、すべての園の選考に漏れた方については、他に空いている施設があれば、個別に紹介します。

5 入園先の決定後について

各施設で行われる説明会等に必ず出席し、準備する物、登園時間、延長保育や諸費用等について確認してください。

市内公立保育園に決定した場合

- ・入園決定の通知が届きましたら、2月下旬～3月上旬に決定した園で入園説明会等があります。

認定こども園・地域型(小規模)保育施設・新制度の幼稚園等に決定した場合

- ・入園決定の通知が届きましたら、**直接園に連絡**し入園までの準備等についてご確認ください。

入園を辞退する場合

決定された園への入園を辞退する場合には、「保育施設入所辞退申請書」等が必要となりますので、速やかに子育て支援課までご連絡ください。

※ 入園後の認定事由の変更等について

次のように認定事由に変更が生じた場合については、変更申請が必要となります。原則として、**変更したい月の前月15日まで**に子育て支援課にて手続きをお願いします。認定の変更は、申請があった月の翌月の1日からとなります。(月途中の変更はできませんのでご了承ください。)

(例1) 雇用期間が定められている就労形態の方

→雇用期間が延長となった場合には、新たに就労証明書の提出をお願いします。

(例2) 就労から産休・育休を取得する場合

→育休中の継続利用は、保育短時間の認定となります。育休期間がわかる就労証明書の提出をお願いします。

(例3) 育児休業期間が終わり、職場復帰する方

→育児休業中は保育短時間での認定となります。保育標準時間に変更する場合は、職場復帰する前月15日まで申請をしてください。また、復職証明書の提出をお願いします。

(例4) 求職活動で認定を受けている方

→求職活動での認定は、原則3ヶ月となります。3ヶ月を過ぎ、変更申請がなかった場合は退所となります。

就労内容・保育の事由に変更があるにもかかわらず、手続きをされなかった場合には、認定を取り消すことがありますので、必ず変更手続きをしてください。

保育を必要とする事由を証明する書類

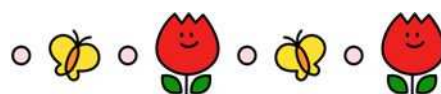
保育の必要性を客観的に確認するため、以下の事由により必要書類をご提出ください。
両親それぞれの証明が必要です。

保育を必要とする事由		提出書類等	
1	就労	外 勤	就労証明書 ※1
	就労	内 職	就労証明書または申請書4ページの就労申し立て欄を記入 ※1※2
	就労	農 業 ※所得の発生しない農業の手伝いは対象外です	①申請書4ページの就労申し立て欄を記入 ②農業所得の分かる確定申告書の写し（専従者等） ③耕作証明書（農業委員の証明） ※2
	自営業	自営業中心者	①申請書4ページの就労申し立て欄を記入 ②営業許可証または確定申告書の写し ※2
		協力者 雇用主が配偶者 又は親族の場合	①申請書4ページの就労申し立て欄を記入 ②確定申告書の写し（専従者控除額がわかる部分） または、青色事業専従者給与に関する届出書 ※2
		新規開業の場合	①申請書4ページの就労申し立て欄を記入 ②開業届出書 ③事業広告等 ※2
2	妊娠・出産		母子手帳の写し（表紙と出産予定日が分かる部分）
3	保護者の疾病		医師の診断書（※保育できない旨の記載があるもの）
4	保護者の障がい		身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳の写し ・身体障害者手帳 1～4級 ・精神障害者手帳 1～3級 ・療育手帳 A1～B2 ※上記と同等の場合は、医師の診断書
5	介護・看護 ※3 （要介護3以上を概ねの基準とする）		①申請書4ページの介護・看護申し立て欄を記入 ②医師の診断書、または介護認定証等 ※2
6	求職活動		求職活動状況報告書およびハローワーク受付カード （継続して入所する場合、3か月以内に就労証明書）
7	就学・職業訓練		在校証明書、職業訓練を証明できるもの（カリキュラム等）
8	その他	児童虐待・DV等	申立書・災害の場合は罹災証明書（状況等を記載）
		災害復旧等	
		その他	

※1 就労証明書の訂正は、会社等の訂正印のあるものののみ可とします。

※2 申し立てには、具体的な状況（週及び一日の頻度、時間、内容等）を記入してください。

※3 介護・看護は原則として、同居の親族に限ります。



提出書類チェックシート

保育施設等入所に関する書類【必須】	チェック
施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書	☐
個人番号（マイナンバー）申告書	☐
食物アレルギー調査書	☐

保育を必要とする事由がわかる書類【該当するもの】		父	母
外勤	就労証明書	☐	☐
内職	就労証明書	☐	☐
	申込書4ページの就労申し立て欄の記入 給与明細等の内職をしていることがわかる書類	☐	☐
農業	申込書4ページの就労申し立て欄の記入	☐	☐
	確定申告書の写し または 耕作証明書(農業委員の証明)	☐	☐
自営業	申込書4ページの就労申し立て欄の記入	☐	☐
	確定申告書の写し または 営業許可書	☐	☐
新規開業	申込書4ページの就労申し立て欄の記入	☐	☐
	開業届出書 または 事業広告等	☐	☐
妊娠・出産	母子手帳の写し (表紙と出産予定日がわかるページ)	/	☐
疾病	医師の診断書(保育ができない旨の記載があるもの)	☐	☐
障がい	障がい者手帳の写し または 医師の診断書	☐	☐
介護（同居親族に限る）	申込書4ページの介護・看護申し立て欄の記入	☐	☐
	介護認定証	☐	☐
看護（同居親族に限る）	申込書4ページの介護・看護申し立て欄の記入	☐	☐
	医師の診断書	☐	☐
求職活動	求職活動報告書	☐	☐
	ハローワーク受付票	☐	☐
就学・職業訓練	在校証明書 または カリキュラム	☐	☐

※証明書や診断書は有効期間が3ヶ月のため、証明日から3ヶ月以上経っているものは無効となります

その他添付書類【該当者のみ提出】		チェック
同居している65歳未満の祖父母がいる	就労証明書等	☐
ひとり親家庭		
▶ 児童扶養手当を受給していない方	戸籍謄本または離婚受理証明書	☐
▶ 児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当受給者証の写し	☐
離婚調停中の方	離婚調停を証明する書類（家庭裁判所より発行）	☐
配偶者が行方不明、収監	行方不明者届受理証明、在監証明	☐
失業世帯	離職証明書または離職票、失業給付金の受給者証(写)	☐
認可外施設を利用している方	在園証明書または領収書(写)	☐

※添付書類の提出の有無により、入園指数が加算もしくは減算となります
(詳細は入園のご案内の10・11ページをご確認ください)

市外施設を希望する方	市町村より添付依頼のあった書類	☐
------------	-----------------	--------------------------

中央市保育園等利用調整基準（指数表）

保育（２・３号）認定施設の入園選考については、就労証明書等により指数を計算し、指数の高い方から施設の選考を行います。

入 園 基 準			保護者の状況	入園 指数	
番号	事由	分類			
1	就 労 （月 48 時間 以上 から）	就労者本人 （自営業の場合 その中心者）	月に１６０時間以上	10	
			月に１４０時間～１６０時間未満	9	
			月に１２０時間～１４０時間未満	8	
			月に９６時間～１２０時間未満	7	
			月に６４時間～９６時間未満	6	
			月に４８時間～６４時間未満	5	
		自営業協力者 内職	月に１６０時間以上	8	
			月に１４０時間～１６０時間未満	7	
			月に１２０時間～１４０時間未満	6	
			月に９６時間～１２０時間未満	5	
			月に６４時間～９６時間未満	4	
			月に４８時間～６４時間未満	3	
2	妊娠 出産	出 産	産前約2カ月前、産後8週間後の属する月の月末まで（おおよそ5か月間） ※多胎児の場合、産前14週間前、産後8週間後の属する月の月末まで	8	
3	保 護 者 の 疾 病 ・ 障 が い	疾病入院		おおむね1ヶ月以上の入院	10
		自 宅 療 養	常時臥床	疾病のためおおむね1ヶ月以上の常時臥床	10
			精神・伝染病	医師が長期加療（安静）を必要と診断したもの	9
			一般療養	医師がおおむね1ヶ月以上加療（安静）を要すると診断したもの	7
			その他	疾病は比較的軽症であるが、定期的に通院等を要するもの	5
		身 体 障 害	1・2級	身体障害者手帳を有する又は同等のもので、保育が常時困難な場合	10
			3・4級	身体障害者手帳を有する又は同等のもので、保育が困難な場合	7
		精 神 障 害	1・2級	精神障害者手帳を有する又は同等のもので、保育が常時困難な場合	10
			3級	精神障害者手帳を有する又は同等のもので、保育が困難な場合	7
		療 育	A1・A2	療育手帳を有する又は同等のもので、保育が常時困難な場合	10
B1・B2	療育手帳を有する又は同等のもので、保育が困難な場合		7		
4	同 居 親 族 等 の 看 護	介護・看護	①入院・通院・通所等、常時介護・看護が必要（食事・排泄・入浴の介護） ※要介護3以上、または同等の状態にあるものが対象。介護施設入居者は対象外。 ②障がいを持つ同居親族の看護、通園、通勤、通学等に当たっている者 ※療育手帳等を有する者が対象。障がい者施設等入所者は対象外。	10	
5	求職・就労活動中		まだ就労先等が確定していないもの	1	
	就学・職業訓練		大学・専門学校等に通学している者、または職業訓練校等において、職業訓練を受けている者。	5	
6	その他		虐待、配偶者からのDV、火災・風水害等で家屋が失われ復旧に当たっている世帯、 その他明らかに保育が困難なもの等	—	

調整基準（加算・減算）

	入 園 基 準	保護者の状況	入園 指数
	分類		
加 算 調 整	母子・父子家庭 【要添付書類1】	父または母が死亡・離別している世帯（行方不明、収監等を含む）	20
	生活保護家庭	生活保護法による被保護世帯	5
	きょうだい入所 （注意1）	きょうだいがい既に在園している園に入園する場合（卒園・退園予定児を除く）	15
		きょうだいがい同時に新規入園する場合	10
		きょうだいがい同時に転園する場合	5
	多胎児入所	多胎児（双子、三つ子等）が同時に新規入園する場合	3
	育児休業明け	育児休業を取得し、4月以降に復帰する場合。 または育児休業明け後、入所できず、親族に預けて勤めている世帯 ※希望する保育所等に入所できない場合に育児休業の延長が許容できる方は 基本指数+調整指数=0点として選考します。（市外からの申請を除く）	7
	失業世帯 【要添付書類2】	生計中心者の1年以内の失業・倒産による求職活動のため、日中外出が常態の世帯 ※母子・父子世帯は除く	5
	認可外保育園【要添付書類3】	保護者の就労等により他に児童を保育する者がなく認可外保育施設に預けている世帯 （一時的な保育は除く）	5
減 算 調 整	地域型保育事業 卒園児童	地域型保育事業（小規模保育園等）を卒園する世帯	7
	自営業協力者	確定申告書（写）又は青色事業専従者給与届出書が提出できない場合	△ 5
	65歳未満の同居者	65歳未満の同居親族（無職で障がい・疾病がない）がいる場合 ※令和8年度に65歳以上の場合は対象外。	△ 2
	保育料等未納者	3ヶ月以上保育料等の未納がある世帯（卒園児を含む） ※失業・震災等やむを得ない場合や、分納誓約を取り交わして返済が進んでいる場合 を除く。	△ 10

（注意1） 保育園等の在園（卒園）児の保育料等に未納がある場合は、本加算は適用せず減算調整（保育料未納者）を行う。

【要添付書類】

- 戸籍謄本・離婚受理証明書・児童扶養手当受給者証の写し等、離婚した事実が確認できる書類
- 離職証明書または離職票、失業給付金の受給者証（写）などにより失業・倒産したことが確認できる書類
- 子どもを預けている施設が発行する契約書、または領収書（写）等により認可外保育園通園を確認できる書類
※領収書は発行されているものの内、直近約3カ月分。

加算・減算調整の例（調整基準は、世帯での加算・減算となります）

- 例1 両親が160時間以上の就労で、上の子が在園しており、きょうだいがい既に在園している園を希望する場合
→就労（父）10 + 就労（母）10 + 加算調整15 = 35点
- 例2 両親が160時間以上の就労で、上の子が在園しているが保育料に未納がある場合
→就労（父）10 + 就労（母）10 + 減算調整-10 = 10点
- 例3 ひとり親世帯で120時間以上140時間未満の就労時間で、現在は認可外保育園に在園している場合
→就労8 + 加算調整（20+5）= 33点

1号（教育）の申込み

1 申込みをする前にご確認ください

受付について

○中央市に住民登録をしている世帯についての申請方法・書類等を示しています。

転園を希望する方について

○令和8年4月に転園を希望される方は、今回の受付により申込みをしてください。

2・3号認定から1号認定への変更を希望する方について

○現在2・3号認定の方で、4月から同園の1号認定への変更を希望される場合は、直接園へ相談の上、今回の受付により申込みをしてください。

2 提出書類（希望する園に提出してください。）

- ①「施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書」
(児童1人につき1枚)
- ②「個人番号（マイナンバー）申告書」
- ③ 入園願書等、園が定める書類（園に直接ご確認ください）

3 持ち物（申請書類と一緒に希望する園へお持ちください。）

- ① ハンコ
- ② 申請者の身分証明書【顔写真付きのもの（免許証等）であれば、1点、顔写真がない場合は2点】
- ③ 個人番号カードもしくは通知カード（個人番号がわかるもの）
※ 父、母、入所を希望する児童のもの（ひとり親で同居の祖父母がいる場合は、祖父母の分も必要）
※個人番号（マイナンバー）申告書に記入していただいた番号の確認を行うために、申請の際に提示していただきます。忘れずにお持ちください。

4 入園までの流れ

認定こども園（1号認定）・新制度の適用を受ける幼稚園への入園を希望する方の入園までのおおまかな流れは以下の通りです。

- 1 入所希望園に入園願書を提出します。（申込書類は、園に直接ご確認ください。）
- 2 園から入園内定を受けます。（選考は、各園が定めた方法により行います。）
- 3「教育・保育給付認定申請書」を各園に提出します。後日中央市より、認定決定通知書を送付します。
- 4 園の運営規定等や入園説明会等については園に直接ご確認ください。

1号認定で認定こども園等を利用して、5ページにある保育の必要性に両親が該当する場合、【施設等利用給付認定】を受けることにより預かり保育等が無償となることがあります。詳しくは、3・18ページをご確認ください。

市外の施設への入園申込み

広域入所とは、中央市に住民登録をしている方が、市外の保育園等に入園することです。
ただし、広域入所は希望すれば必ず入園できるわけではありません。まず、施設所在地に住む希望者が優先され、定員に空きがある場合に入所が可能となります。（選考も施設所在市町村で行います。）

1 申込みをする前にご確認ください

受付について

- ◎入園選考については、どの市町村においても市内在住者を決定した後に施設に空きがある場合に限り、市外申込者を選考することになるため、市外申込者の優先順位は低くなります。
- ◎各市町村により入園条件・受付締切日・必要書類等が異なります。
- 事前に、希望する市町村にご確認のうえ、中央市に申込みを行ってください。

○今回の受付は、令和8年4月の入園児用です。

※令和8年5月以降の入園の受付は行いません。

募集人数について

- 施設によっては、新規募集をしないクラス（年齢）があります。施設に直接ご確認ください。

2 施設ごとの入園までの流れ

教育（1号）認定の園の場合（幼稚園・認定こども園）

12ページをご参照ください。

保育（2号・3号）認定施設の場合（保育園・認定こども園・地域型保育）

- 希望する施設が所在する市町村に受付締切日や必要書類等の確認をします。
※市町村により入園条件等が異なります。受付締切日・必要書類・注意事項等を所在する市町村にご確認ください。
- 申込みは、中央市に行います。（注1）
▶ 受付日：令和7年10月23日（木）～24日（金） 午前9時～午後5時
▶ 受付場所：中央市役所（本館）1番窓口 子育て支援課
手続きに必要な書類は、中央市の様式を使用します。
- 選考は施設の所在する市町村が行い、結果は中央市から保護者あてにご連絡いたします。
（注1）転出予定のある方で転出先の市町村によっては、転出先の市町村の様式を使用し、保護者の方が直接その市町村へ申請できる場合があります。詳細は転出先の市町村へお問い合わせください。



保 育 料 に つ い て

令和6年4月から
保育料完全無料化

1 3号認定の保育料（利用者負担）の算定根拠

保育料は無料化となりましたが、本来は保護者の「**市民税の所得割**」の**合算額**により算定しています。
中央市3歳未満児保育料無料化となる前の保育料は、本ページの **2** 保育料基準額表（3号）をご確認ください。

市民税の所得割とは…

市民税とは、個人住民税（市県民税）のうちの、市民税分です。
個人住民税は、市民税と県民税で構成されており、さらにそれぞれ均等割と所得割に分類されます。均等割は一律の金額が課税されるものであるのに対し、所得割は、世帯の所得に応じて課税されます。

保育料で算定する市民税の所得割額とは…

保育料は市民税の所得割で算定しますが、次に掲げるものは控除せず算定します。

⇒ 配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、電子証明書等特別控除、
市町村等に対する寄付金控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等
特別税額控除

2 保育料基準額表（3号）

中央市では令和6年4月より、本市在住の子どもを対象とし、以下の保育料が完全無料化となりました。
お支払いはありませんが、中央市3歳未満児保育料無料化が始まる前の金額となりますので、ご参照ください。
【利用者負担額基準額表】

階層区分		定 義	3号認定（月額）	
国階層	市階層		標準時間	短時間
1	1	生活保護世帯	0円	0円
2	2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
3	3-1	市町村民税 所得割 非課税世帯 （均等割のみ課税世帯含む）	4,500円	4,400円
	3-2		10,000円	9,800円
	4-1	市町村民税 所得割 課税額（父母合算）	6,000円	5,900円
	4-2		13,000円	12,800円
4	5-1		8,000円	7,850円
	5-2		16,000円	15,700円
	6-1		9,000円	9,000円
	6-2		22,000円	21,600円
	7		22,000円	21,600円
	8		26,000円	25,600円
5	9		29,000円	28,500円
	10		33,000円	32,500円
	11		35,000円	34,400円
6	12		38,000円	37,400円
	13		40,000円	39,300円
7	14		42,000円	41,300円
8	15		42,000円	41,300円

主食費及び副食費について

3歳以上児のみ

副食費や徴収方法は各施設で異なります。詳しくは施設へお問い合わせください。
中央市立保育園については令和7年4月より主食の提供が始まり、主食費が800円、副食費が月額4,500円となります。

1 副食費の免除対象者について ※原則、主食費に免除制度はありません。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費免除の制度があります。
副食費免除の対象者は次のいずれかの条件に該当する方です。

○1号認定の場合				
対象者：①市民税所得割額の合計が77,101円未満の世帯 ②小学校3年生のきょうだいに対して3子目以降の子				
(②の例)				
きょうだいの構成	小学校4年	小学校3年	小学校1年	年中
カウント	×	1子目	2子目	3子目
免除対象の可否				免除

○2号認定の場合				
対象者：①市民税所得割額の合計が57,700円未満の世帯 (母子・父子家庭の場合は77,101円未満※手続きが必要です。) ②小学校就学前のきょうだいに対して3子目以降の子				
(②の例)				
きょうだいの構成	小学校1年	年長	年中	年少
カウント	×	1子目	2子目	3子目
免除対象の可否				免除



※副食費免除対象者の切替時期は、毎年9月になります。また4月の進級時にもきょうだいの進級・卒園に伴い、副食費免除対象者から外れる世帯があります。

2 主食費及び副食費の支払先・支払方法

【支払先】 主食費及び副食費の支払先は、施設により異なります。

- ①市内公立保育園 … 中央市に支払います
 - ②市外の公立保育園利用者 … 施設が所在する市町村に支払います
 - ③市外私立保育園利用者、認定こども園、幼稚園利用者 … 施設に支払います
- ※②・③の支払方法については、施設が所在する市町村または施設にお問合せください。

【中央市への支払方法】

原則、口座振替をお願いしておりますが、納付書払いと2通りの方法があります。

○口座振替：入園説明会時に施設より口座振替依頼書を配布しますので、速やかに金融機関へご提出ください。口座の登録には約1カ月かかることがあります。

※毎月25日（休日の場合は翌営業日）が引落とし日となります。

○納付書：毎月、市から納付書を送付（公立施設は施設から配布）しますので、納期限までに金融機関または、市役所会計課にてお支払いください。

【督促状について】

納入期限から20日を経過した場合、督促状を発送します。

（※郵便局から納付の場合、納入確認までに7～10日程かかります。）

支払いの督促をしているにもかかわらず、応じていただけない場合には、認定を取り消し、退所していただく場合があります。

なお、約3か月以上滞納が発生した場合には、児童手当から充当する手続きを子育て支援課にて行います。

保育に伴う費用について

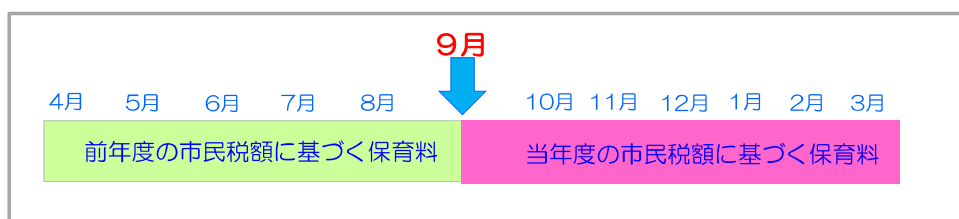
令和6年4月より、中央市では全年齢保育料が無料化となりましたが、食材料費(主食・副食費)、行事費、通園送迎費などの保護者から実費徴収している費用は無料化の対象外となります。施設によって、その他諸費用(実費徴収)が異なりますので、施設にご確認ください。

1 保育料・副食費の算定

保育料の無償化と副食費の算定には、市民税の申告が必要となり、市民税の所得割の金額によって決定されます。

毎年、9月分より課税年度を切り替えて算定を行います。

- 令和8年4月～令和8年8月の料金：令和7年度の市民税所得割で算定されます。
- 令和8年9月～令和9年3月の料金：令和8年度の市民税所得割で算定されます。



2 その他の軽減・免除について

次の対象者に該当する場合、前月までに必要書類の提出をすることで、主食費及び副食費の軽減・免除等の措置を受けられることがありますので、子育て支援課までお問い合わせください。
○ひとり親(母子・父子)世帯、療養施設と並行して通園する場合 等

3 保育料・副食費の変更について(手続き場所：子育て支援課 中央市役所 本館)

婚姻・離婚等による保護者の変更や、世帯収入や世帯員に変更があった場合、市民税の期限後申告及び修正申告を行った場合などは、保育料・副食費が変更となる場合があるため必ず変更手続きをしてください。※原則、遡っての変更はできませんのでご注意ください。

<婚姻した場合>

保育料・副食費は、変更手続きをした翌月から変更され、婚姻する方の市民税所得割額を合算した金額で算定されます。また、内縁関係の同居人がある場合も、合算し算定します。

(提出書類)「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」、「個人番号(マイナンバー)申告書」、「保育の必要性がわかる書類(2・3号)」

<離婚した場合>

変更手続きをした翌月から変更されます。

離婚についての調停を裁判所に申し出た場合は、相手方の課税額を除外して算定します。ただし、離婚後も住民基本台帳上同居となっている場合は、課税額を合算して算定した金額となりますのでご注意ください。

(提出書類)「教育・保育給付認定変更申請書兼変更届」、裁判調停を証明する書類(調停の場合)「離婚した事実がわかる書類」



延長保育・一時預かり事業について

2号・3号の延長保育事業

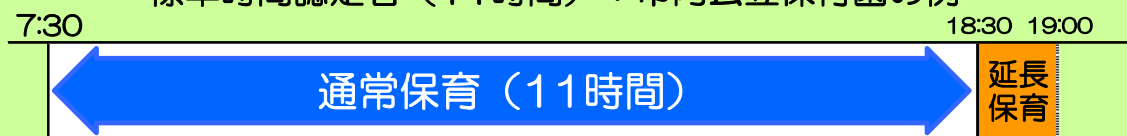
通常保育時間（標準時間認定11時間・短時間認定8時間）を超えて保育を行う事業です。
園により延長時間や利用料金が異なります。※保育料無料化の対象外となります。

（対象児童） 延長保育を実施している保育園・こども園を利用している児童

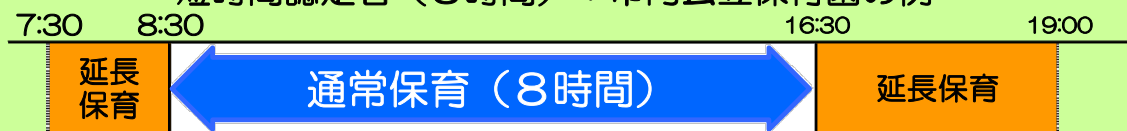
（申込方法） 直接園にお申込みください。（別途料金がかかります）

2号・3号認定

標準時間認定者（11時間）：市内公立保育園の例



短時間認定者（8時間）：市内公立保育園の例



1号の一時預かり事業

2号・3号認定児の延長保育と同じく、1号認定児の教育標準時間を超えて預かる事業です。
また幼稚園等の夏休み期間中の預かりもあります。

別途利用料がかかり、園により預かり時間や料金が異なります。詳細は園にご確認ください。

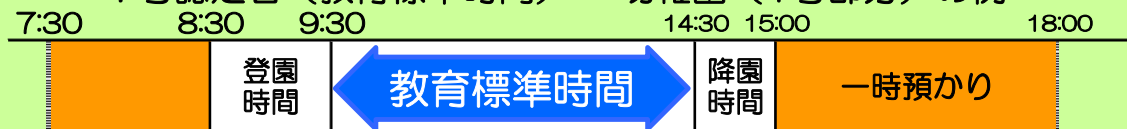
（対象児童） 1号認定児の一時預かりを実施しているこども園・幼稚園を利用している児童

（申込方法） 直接園にお申込みください。

（別途料金がかかりますが、保育の必要性の認定を受けることで無償化（上限有）の対象となります（新2号、新3号認定）。詳しくは3ページ・18ページをご確認ください。）

1号認定

1号認定者（教育標準時間）：幼稚園（1号部分）の例

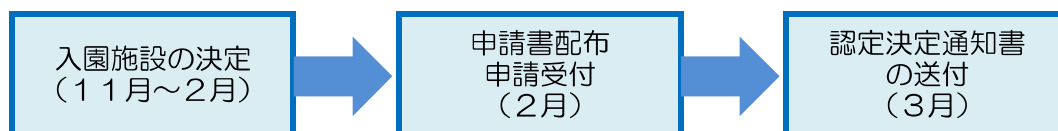


施設等利用給付認定（新1号・新2号・新3号）

【施設等利用給付認定】を受けることで、私学助成幼稚園・国立大学附属幼稚園等の保育料や預かり保育事業利用料などが無償化（上限有）の対象となります。

1 受付について

- 中央市に申請ができるのは、中央市に住所がある（住民登録をしてある）世帯です。
市外の施設を利用する場合も、中央市に住所がある世帯は、中央市に申請を行います。
- 申請書類の配布・提出は2月を目途に行う予定です。入園先が決まってからの手続きになります。



2 提出書類

- ①「子育てのための施設等利用給付認定申請書」（児童1人につき1枚）
- ②保育を必要とする事由を証明する書類（新2号、新3号を希望する場合のみ）
※事由により提出書類が異なります。（事由ごとの提出書類は8ページ参照）
※新1号を希望する場合は提出の必要はありません。
- ③「個人番号（マイナンバー）申告書」
※教育・保育給付認定（1号認定）を受けている場合は提出の必要はありません。
- ④「保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書」（該当者のみ）
※3歳以上児で認可外保育施設等を利用する場合はご提出ください。
- ⑤その他必要書類
※保育の必要性の事由等、客観的に内容を確認する必要があると市が認める場合は、その他書類の提出をお願いする場合があります。

3 持ち物（申請書類と一緒に市役所へお持ちください。）

- ①ハンコ
- ②申請者の身分証明書
※顔写真付きのもの（免許証等）であれば、1点、顔写真がない場合は2点
- ③個人番号カードもしくは通知カード【個人番号（マイナンバー）申告書】を提出する場合のみ
※提出いただく個人番号（マイナンバー）申告書の番号の確認を行うために、申請の際に提示していただきます。
※父、母、認定を希望する児童のもの

4 認定決定後について

保育料や各事業利用料の保護者負担を無償とするための方法は、施設により異なります。手続きの方法や流れについては、認定決定後にお知らせします。

例1）償還払い

保護者が一度施設に利用料を支払い、後日市に請求（無償化対象分）する方法

例2）施設による代理受領

保護者から利用料（無償化対象分）を徴収せずに、施設が市に代理で請求する方法

中央市認可外保育所等保育料無料化事業認定について

令和6年4月より、子育て世帯の経済的な負担軽減を目的とし、中央市独自の取り組みとして、0歳児から2歳児までの子どもを対象に【中央市認可外保育所等保育料無料化事業認定】が始まりました。この認定を受けることで、認可外施設等の保育料が無料化となります(上限有)。対象者は申請が必要で、申請書類の配布・提出は2月を目途に行う予定です。入園先が決まってからの手続きになります。

1 対象者

- 認可外保育施設（要件あり）を利用の、保育の必要性がある0歳児～2歳児です。
- 中央市に住所があり（住民登録をしてある）、かつ住民税課税世帯が対象となります。
 - ※市外の施設を利用する場合も対象です。
 - ※保育の必要性は5ページを参照してください。

2 無料となる範囲

- 保育料が月額42,000円まで無料化となります。
 - ※通園送迎費、教材費等、保育料以外の費用は対象外です。

3 提出書類（申請書類提出時にハンコをお持ちください。）

- ① 「中央市認可外保育所等保育料無料化事業認定申請書」（児童1人につき1枚）
- ② 保育を必要とする事由を証明する書類
 - ※事由により提出書類が異なります。（事由ごとの提出書類は8ページ参照）
- ③ その他必要書類
 - ※保育の必要性の事由等、客観的に内容を確認する必要があると市が認める場合は、その他書類の提出をお願いする場合があります。

4 認定決定後について

- 保育料や各事業利用料の保護者負担を無料とするための方法は、施設により異なります。
- 手続きの方法や流れについては、認定決定後にお知らせします。

例1）償還払い

保護者が一度園に利用料を支払い、後日市に請求（無料化対象分）する方法
※請求期限は2年間となります。数カ月分まとめて請求することも可能です。

例2）施設による代理受領

保護者から利用料（無料化対象分）を徴収せずに、施設が市に代理で請求する方法

- 認定内容に変更が生じた場合は、速やかに子育て支援課にて変更手続きを行ってください。
- 【中央市認可外保育所等保育料無料化事業認定】は、一年毎に認定が必要となります。



令和8年 4月入所 募集予定定員

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
(私) みかさこども園	1号				10	0	0
	2・3号	6	6	12	7	0	0
(私) わかば幼稚園	1号				30	若干名	若干名
	2・3号	8	10	2	10	0	0
(私) まみい・キッズこども園	1号				7	0	0
	2・3号	9	7	若干名	若干名	若干名	若干名
(私) ゆりかご愛児園	3号	2	3	1			
(私) みんなのいばしょ	3号	1	4	3			
(私) 西はなわ保育園	3号	4	4	0			
(私) ミモザ保育園	3号	2	3	1			
(公) 玉穂保育園	2・3号	5	7	4	15	11	8
(公) 田富第一保育園※	2・3号	3	7	1	2	1	2
(公) 田富第三保育園※	2・3号	0	6	6	4	7	3
(公) 田富北保育園※	2・3号		5	1	7	4	14
(公) 豊富保育園	2・3号	0	5	5	4	8	14

○募集定員については、若干変動が生じることもあります。

※【公立保育園の再編について】

市では、次代を担う子どもたちの健やかな成長と子育て環境の充実を図るため、令和3年3月策定「中央市公立保育所再編基本計画」に基づき、田富地区4か所の保育園を2か所に再編を行う事業を進めています。

入園申込に際しては、下記の点をご留意ください。

■田富第三保育園の移転について

現在、旧田富第二保育園跡地において、新たな統合保育園建設工事を進めており、令和8年度中（秋以降）に完成し、移転を行う予定となっています。

移転先：旧田富第二保育園敷地（中央市西花輪2002）※田富南小学校南側

■田富第一保育園の改修工事について

田富第一保育園と田富北保育園については、令和9年4月に田富第一保育園へ集約化する計画を進めています。

令和8年度は集約化に先立ち田富第一保育園の改修工事を実施する予定です。

■田富北保育園の閉園について

田富第一保育園と田富北保育園については、令和9年4月に田富第一保育園へ集約化する計画を進めています。

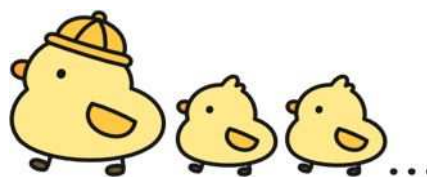
田富北保育園については、田富第一保育園への集約化に伴い、令和8年度末に閉園する予定となっています。



中央市内 認可保育施設の紹介

- 公立 玉穂保育園
- 公立 田富第一保育園
- 公立 田富第三保育園
- 公立 田富北保育園
- 公立 豊富保育園

- 私立 みかさこども園【幼保連携型認定こども園】
- 私立 わかば幼稚園【幼保連携型認定こども園】
- 私立 まみい・キッズこども園【幼保連携型認定こども園】
- 私立 ゆりかご愛児園【小規模保育所A型】
- 私立 西はなわ保育園【小規模保育所A型】
- 私立 ミモザ保育園【小規模保育所A型】
- 私立 小規模保育園みんなのいばしょ【小規模保育所C型】



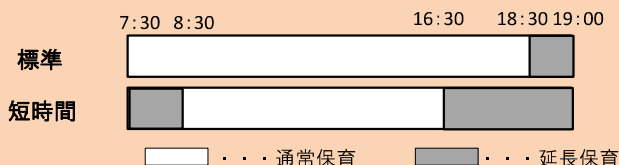
※食物アレルギー除去食の給食対応をしています。

特色のある保育園づくり

英語教室

玉穂保育園（定員：180名）

住 所 : 中央市成島2387-2
 電話番号 : 055-273-2205
 開園時間 : 月曜日～土曜日 7:30～19:00



休園日 : 日曜日 祝日
 年末年始(12/29～1/3)



年間行事予定

- 4月 入園式・保護者総会
クラス懇談会・起震車体験
- 5月 保育参観・交通指導教室
サッカー教室
- 6月 プール開き・田植え
健康診断
- 7月 夏まつり・林間保育・給食試食会
- 9月 緊急時園児引渡し訓練
- 10月 運動会・健康診断・秋の遠足
稲刈り
- 11月 収穫祭
交通センターにて交通指導
- 12月 餅つき・クリスマス会
生活発表会
- 1月 お正月遊び会・室内交通教室
保育参観
- 2月 豆まき集会
お別れ遠足・縄遊び会
- 3月 ひなまつり会・お別れ会
卒園式
- 毎月 身体測定・誕生会・避難訓練
体験保育・子育て相談
英語教室・図書館お話し会(5月～)
※防犯訓練(年3回)



一日の過ごし方

0.1.2歳 3.4.5歳

登園開始	7:30 登園開始
健康観察・持ち物点検	健康観察・持ち物点検
登園(短時間認定)	8:30 登園(短時間認定)
健康観察・持ち物点検	健康観察・持ち物点検
自由遊び	自由遊び
片づけ・おむつ交換	9:30 片づけ・トイレ
年齢別保育(おやつ)	10:00 年齢別保育
給食準備	11:15
昼食	11:30 給食準備
	12:00 昼食
午睡	12:30
	13:00 給食片づけ・歯磨き
	自由遊び(5月～8月午睡)
	14:00
	～ 起床・排泄
	14:30
起床・排泄・おむつ交換	15:00 おやつ・年齢別保育
おやつ・自由遊び	
降園準備・持ち物点検	16:00 降園準備・持ち物点検
個別検査	個別検査
保育終了(短時間認定)	16:30 保育終了(短時間認定)
延長保育	18:30 延長保育
保育終了	19:00 保育終了

玉穂保育園は、北に市役所玉穂支所、西に生涯学習館や子育て支援センター「しん☆ちび」が位置する場所にあります。園庭を囲むように植えられた桜の木々が春には美しい花を咲かせます。花びらが舞う中を子どもたちがかけめぐり、夏には木陰で虫取り、秋は落ち葉拾い。冬は寒さに負けず園庭を走り回り、四季を肌で感じながら過ごしています。

季節ごとの行事はもとより、縦割り保育による活動、学習館でのお話し会、英語教室などを取り入れ、様々な体験を通して豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培っています。また、コミュニケーションをとりながら、子育ての悩みなどの相談に応じられる体制を整えています。

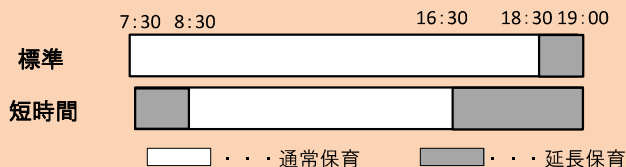
楽しく、子どもらしさが十分に発揮できる保育を目標に、子どもたちの健やかな育ちを保護者の方々と共に見守り、子育ての楽しさを実感しています。

特色のある保育園づくり

サッカー教室

田富第一保育園（定員：180名）

住 所 : 中央市布施3015
電話番号 : 055-273-3557
開園時間 : 月曜日～土曜日 7:30～19:00



休園日 : 日曜日 祝日
年末年始(12/29～1/3)



年間行事予定

- 4月 入園式・保護者総会
クラス懇談会・起震車体験
- 5月 保育参観・健康診断
交通指導教室
- 6月 プール開き・田植え
- 7月 夏まつり
林間保育・給食試食会
- 9月 緊急時園児引渡し訓練
- 10月 運動会・秋の遠足・稲刈り
- 11月 健康診断・収穫祭
交通センターにて交通指導
- 12月 餅つき・生活発表会・クリスマス会
- 1月 保育参観・お正月遊び会
室内交通教室
- 2月 豆まき集会
お別れ遠足・縄遊び会
- 3月 お別れ会・卒園式
- 毎月 身体測定・誕生会・避難訓練
お話し会・体験保育
子育て相談・サッカー教室
※防犯訓練（年3回）



一日の過ごし方

0.1.2歳 3.4.5歳

登園開始 7:30	登園開始
健康観察・持ち物点検	健康観察・持ち物点検
登園(短時間認定) 8:30	登園(短時間認定)
健康観察・持ち物点検	健康観察・持ち物点検
自由遊び	自由遊び
片づけ・おむつ交換 9:30	片づけ・トイレ
年齢別保育(おやつ) 10:00	年齢別保育
給食準備 11:15	
昼食 11:30	給食準備
12:00 昼食	
午睡 12:30	
13:00 給食片づけ・歯磨き	
自由遊び(5月～8月午睡)	
14:00	
～ 起床・排泄	
14:30	
起床・排泄・おむつ交換 15:00	おやつ・年齢別保育
おやつ・自由遊び	
降園準備・持ち物点検 16:00	降園準備・持ち物点検
個別検査	個別検査
保育終了(短時間認定) 16:30	保育終了(短時間認定)
延長保育 18:30	延長保育
保育終了 19:00	保育終了

田富第一保育園は、北に防災公園、南に中央市役所(旧田富庁舎)、図書館、郵便局、消防署、福祉公園と公共施設が建ち並ぶ立地にあります。

春には花々の美しさを、夏には緑のやさしさを、秋には稲穂がこうべを垂れ、身近で季節を感じることもできる素晴らしい環境です。

山々を一望できる広い園庭では、青空の下、子どもたちがのびのびと遊び、毎月のサッカー教室では、ルールのある遊びを行う中で、体力や協調性の向上を図っています。

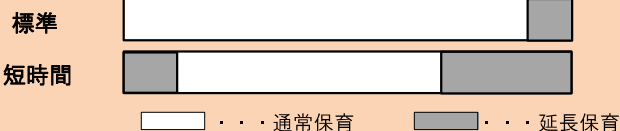
また、地域の方の協力により、親子で田植えや稲刈り体験も行っています。

たくさんの経験が、きっと子どもたちをたくましくしてくれます。一緒に子育てを楽しみましょう。

特色のある保育園づくり
運動遊び教室
リトミック教室

田富第三保育園（定員：170名）

住 所： 中央市東花輪1173
電話番号： 055-273-6220
開園時間： 月曜日～土曜日 7:30～19:00
7:30 8:30 16:30 18:30 19:00



休園日： 日曜日 祝日
年末年始(12/29～1/3)



年間行事予定

- 4月 入園式・保護者総会・サッカー教室
クラス懇談会
- 5月 保育参観・健康診断
交通指導教室・起震車体験
- 6月 プール開き・田植え
- 7月 夏まつり
林間保育・給食試食会
- 9月 緊急時園児引渡し訓練
- 10月 運動会・秋の遠足・稲刈り
- 11月 収穫祭・健康診断
交通センターにて交通指導
- 12月 餅つき・生活発表会・クリスマス会
- 1月 保育参観・お正月遊び会
室内交通教室
- 2月 豆まき集会
お別れ遠足・縄遊び会
- 3月 お別れ会・ひなまつり会
卒園式
- 毎月 身体測定・誕生会・避難訓練
お話し会・体験保育・子育て相談
運動遊び教室・リミック教室
※防犯訓練（年3回）



一日の過ごし方

1.2歳 3.4.5歳

登園開始	7:30登園開始
健康観察・持ち物点検	健康観察・持ち物点検
登園(短時間認定)	8:30登園(短時間認定)
健康観察・持ち物点検	健康観察・持ち物点検
自由遊び	自由遊び
片づけ・おむつ交換	9:30片づけ・トイレ
年齢別保育(おやつ)	10:00年齢別保育
給食準備	11:15
昼食	11:30給食準備
午睡	12:00昼食
	12:30
	13:00給食片づけ・歯磨き
	自由遊び(5月～8月午睡)
	14:00
	～ 起床・排泄
	14:30
起床・排泄・おむつ交換	15:00おやつ・年齢別保育
おやつ・自由遊び	
降園準備・持ち物点検	16:00降園準備・持ち物点検
個別検査	個別検査
保育終了(短時間認定)	16:30保育終了(短時間認定)
延長保育	18:30延長保育
保育終了	19:00保育終了

そびえ立つ富士山を望み、園庭の前に広がるのどかな田園風景。その中を走る身延線と恵まれた環境の中で、子どもたちはのびのびと活動しています。

園庭では夏野菜を育てるほか、地域の方のご厚意により、親子で行う米づくり体験などさまざまな食育活動も行っています。特色ある保育として、「運動遊び」「リトミック」を実施しています。外部から専門の講師を招き、運動やリズム遊びなど楽しく取り組んでいます。また、外国のお友だちも多く在籍しているので国際色が豊かです。異文化にふれながらいろいろな活動と一緒に取り組み、心のつながりを深め、お互いを思いやる心を育てています。

個を大切に、個に寄り添った保育を目指しながら、保護者の方々と子育てに取り組んでいます。

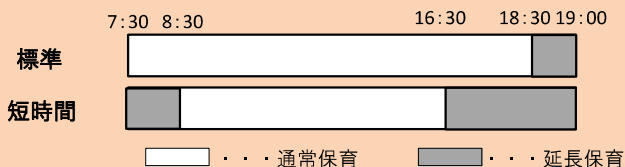
※令和8年秋頃から統合保育園に移転予定。特色のある保育園づくりが変更となる予定です。

特色のある保育園づくり

絵画教室

田富北保育園（定員：80名）

住所：中央市山之神22-59
電話番号：055-273-6301
開園時間：月曜日～土曜日 7:30～19:00



休園日：日曜日 祝日
年末年始(12/29～1/3)



年間行事予定

- 4月 入園式・保護者総会
クラス懇談会・起震車体験
- 5月 保育参観・健康診断
サッカー教室
交通指導教室
- 6月 プール開き・田植え
じゃがいも堀り
- 7月 夏まつり
林間保育・給食試食会
- 9月 緊急時園児引渡し訓練
- 10月 運動会・健康診断
秋の遠足・稲刈り
- 11月 収穫祭
交通センターにて交通指導
- 12月 餅つき・クリスマス会・生活発表会
- 1月 保育参観・お正月遊び会
室内交通教室
- 2月 豆まき集会
お別れ遠足・縄遊び会
- 3月 ひなまつり会・お別れ会・卒園式
- 毎月 身体測定・誕生会・避難訓練
体験保育・子育て相談
絵画教室
※防犯訓練（年3回）
※お話し会（年6回）



一日の過ごし方

1.2歳

3.4.5歳

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 登園開始 7:30 | 登園開始 |
| 健康観察・持ち物点検 | 健康観察・持ち物点検 |
| 登園(短時間認定) | 登園(短時間認定) |
| 健康観察・持ち物点検 | 健康観察・持ち物点検 |
| 自由遊び | 自由遊び |
| 片づけ・おむつ交換 | 9:30 片づけ・トイレ |
| 年齢別保育(おやつ) | 10:00 年齢別保育 |
| 給食準備 | 11:15 |
| 昼食 | 11:30 給食準備 |
| | 12:00 昼食 |
| 午睡 | 12:30 |
| | 13:00 給食片づけ・歯磨き
自由遊び(5月～8月午睡) |
| | 14:00 |
| | ～ 起床・排泄 |
| | 14:30 |
| 起床・排泄・おむつ交換 | 15:00 おやつ・年齢別保育 |
| おやつ・自由遊び | |
| 降園準備・持ち物点検 | 16:00 降園準備・持ち物点検 |
| 個別検査 | 個別検査 |
| 保育終了(短時間認定) | 16:30 保育終了(短時間認定) |
| 延長保育 | 18:30 延長保育 |
| 保育終了 | 19:00 保育終了 |

田富北保育園は、緑豊かな住宅街にあり、春は桜並木のお花見、夏は夏祭り・水遊び・プール遊び、秋は運動会・お散歩・遠足、そして冬には生活発表会、伝承遊びなど季節に応じた保育を多く取り入れ、先生やお友だちとの触れ合い遊びを大切にしながら過ごしています。

また、専門の講師による絵画教室に取り組んでいます。たくさんの色に興味を持ち、ものを作り出す喜びや感動する心を育み、自由な表現を楽しんでいます。

また、一人ひとりの成長を理解し、のびのびと心を育てる保育を目指しています。少人数であるがゆえ、保護者とのコミュニケーションも十分とることができ、子育ての悩み・相談にも応じられる体制をとっております。

特色のある保育園づくり

体操教室

豊富保育園（定員：120名）

住 所： 中央市大鳥居3790
電話番号： 055-269-2011
開園時間： 月曜日～土曜日 7:30～19:00

7:30 8:30 16:30 18:30 19:00

標準

短時間

□ ……通常保育 □ ……延長保育

休園日： 日曜日 祝日
年末年始(12/29～1/3)



年間行事予定

- 4月 入園式・保護者総会・起震車体験
- 5月 保育参観・健康診断・交通指導教室
サッカー教室
- 6月 プール開き・田植え
じゃがいも掘り
- 7月 夏まつり・林間保育
給食試食会
- 9月 緊急時園児引渡し訓練
- 10月 運動会・健康診断
さつま芋掘り・秋の遠足・稲刈り
- 11月 収穫祭
交通センターにて交通指導
- 12月 餅つき・クリスマス会
お遊戯会
- 1月 保育参観・お正月遊び会
室内交通教室
- 2月 豆まき集会
年長児お別れ遠足・縄遊び会
- 3月 お別れ会・ひなまつり会
卒園式
- 毎月 身体測定・誕生会・避難訓練
お話し会・体験保育・体操教室
デイサービス訪問（随時）
※防犯訓練（年3回）



一日の過ごし方

1.2歳

3.4.5歳

登園開始 7:30	登園開始
健康観察・持ち物点検	健康観察・持ち物点検
登園(短時間認定)	登園(短時間認定)
健康観察・持ち物点検	健康観察・持ち物点検
自由遊び	自由遊び
片づけ・おむつ交換	片づけ・トイレ
年齢別保育(おやつ)	年齢別保育
給食準備 11:15	
昼食 11:30	給食準備
12:00 昼食	
午睡 12:30	
13:00 給食片づけ・歯磨き	
自由遊び(5月～8月午睡)	
14:00	
～ 起床・排泄	
14:30	
起床・排泄・おむつ交換	15:00 おやつ・年齢別保育
おやつ・自由遊び	
降園準備・持ち物点検	16:00 降園準備・持ち物点検
個別検査	個別検査
保育終了(短時間認定)	16:30 保育終了(短時間認定)
延長保育	18:30 延長保育
保育終了	19:00 保育終了

緑豊かな自然に恵まれた環境と、豊富小学校、市役所豊富庁舎に隣接した場所に豊富保育園は位置しています。

保育園の畑では、子どもたちと色々な野菜づくりを行っています。野菜づくりを通じて季節を感じ、味わい、それらを取り入れた遊びや小さな生き物とのふれあいを楽しみます。また、プール遊び・夏まつり・運動会・クリスマス会・お遊戯会・ひなまつり会など四季折々の行事や毎日の生活の中での異年齢児との関わりや体操教室などを通して、思いやりと健康な心・からだを育む保育を心がけています。

日々の子育てへの悩みや相談にも応じ、保護者が安心して子育てができるよう体制を整えています。

みかさこども園

(定員 165 名)

良い教育は乳幼児期から

「子ども・子育て支援新制度」により、すべての子どもに質の高い幼児教育や保育を提供する重要性が広く認知され、また「幼児教育無償化」により保護者負担の軽減がなされ、保護者の皆様も将来へ安心感を持って社会参加をしながら子育てができる恵まれた社会環境になってまいりました。

本園においても、同一敷地内における0～2歳児の養護（乳児保育）と3～5歳児の幼児教育の一体化により、我が子の健やかな成長がはっきり見えることで子育ての喜びが膨らみ、保護者の意欲的な子育てに繋がっていることに喜んでいるところです。40有余年の教育文化を礎として、子どもを中心に家庭と園が豊かな関係性の中でお互いに育ち合っていることは、うれしい教育効果であると感謝しております。これからも「健やかな身体」と「豊かな心」の育成を目指し、地域の幼な児が明るく仲良く楽しく集えるよう、教職員一人ひとりが「子ども達への愛情」と「教育への情熱」を持ち、保育に励んでまいります。夢を描き、未来を作り出す力を蓄えている子ども達の健やかな成長のために、本園へのご入園をお奨めいたします。

保育・教育目標

なかよく げんきに 伸びよ

保育方針

- ・明るく伸び伸びと行動し、健康で安全に過ごせるようにする。
- ・基本的生活習慣の基礎が身につくようにする。
- ・愛情や信頼感を持ち、進んで身近な人と関わるようにする。
- ・自然との触れ合いから、生命の大切さや豊かな感性を育むようにする。



教育方針



健やかな身体と豊かな心の育成を目標に、0～5歳児が兄弟のように集い、すすすく伸びてほしいと願っています。水と緑とお陽さまの輝く自然環境の中で、多くの体験活動の積み重ねが生きる力の源となり、各々が主体的に取り組めるよう一人ひとりの育ちを応援しています。



年間行事

- | | | |
|------------|--|---|
| 4月 | ◆入園式
◆青少年赤十字登録式 | ◆印は親子参加です |
| 5月 | ◇こいのぼり集会
◆園外保育（イチゴ狩りなど） | |
| 6月 | ◇健康診断（内科・歯科 ※年2回）
◇大うんどう会
◇スイミング教室（9月まで） | |
| 7月 | ◇ジャガイモ掘り
◆納涼まつり
◇縦割り夏季園外保育
◇森林体験活動 |  |
| 8月 | ◇ギャラリー展
◆園児引き渡し訓練 | |
| 9月 | ◇交通安全教室
◇マゴマゴクラブ
◇新入児説明会及び園内見学 | |
| 10月 | ◆オープン保育
◇芸術鑑賞会（観劇・コンサート等）
◆和太鼓発表会 | |
| 11月 | ◆みかさ祭り（ワークショップなど）
◇勤労感謝祭 | |
| 12月 | ◆おゆうぎ会
◇クリスマス会
◇高校生との交流会
◇老人ホーム訪問 | |
| 1月 | ◇山日席書き大会
◆定期講演会 | |
| 2月 | ◇せつぶん集会
◇キッズサッカー教室
◇おわかれ遠足
◆生活発表会 | |
| 3月 | ◇ひなまつり集会
◇小学生との交流会
◆卒園式 |  |

※毎月の行事・・・お誕生日会、体位測定、避難訓練

特色ある保育



リトミック教室
ピアノの音を聴くと自然に子ども達の心と体が反応する楽しい時間です♪



マゴマゴクラブ
おじいちゃんおばあちゃんと楽しくダンスをしたよ♪笑顔がいっぱい広がりました。



ジャガイモ掘り
全園児で育て、収穫したジャガイモがおいしいカレーやフライドポテトに变身！



体育教室
専門講師による体操とスイミング教室は、心身ともに成長の場となっています。



一円玉・古切手・エコキャップ収集（毎月）
青少年赤十字活動を通して、ありがとうの心を育てています。

園の概要



開園時間：7：30～19：00
休園日：日曜日、祝日、年末年始

住 所：中央市臼井阿原 813-6
電 話：055-273-6386
URL：<http://mikasa-kids.ed.jp/>
E-mail：info@mikasa-kids.ed.jp



認定こども園わかば幼稚園



私たち、保育教諭にとって、すべてのこどもたちの幸せが一番大切です。笑顔のあふれる認定子ども園を目指します。「いい子より、幸せな子になってね！」それが私たちの願いです。

● 3号認定こども(0・1・2・歳児)

保育理念 愛のあるところ・思いやり

安心して預けることができ、イキイキと成長ができる保育・教育の提供。

保育方針 一人ひとりの個性を尊重し、家庭との連携を密にとりながら、基本的生活習慣の育成を援助して行く。

保育目標 * 0歳 一人ひとりの生理的欲求・依存欲求を満たしてあげることで、基本的生活習慣の基礎が築け、安心した生活が送れる。



* 1歳 保育者との安定した関係の中で、様々な経験をし、新たな物への興味を広げる。

* 2歳 自己主張を十分受け止めて、自我の育ちを援助し、生活領域を広める。



● 1号・2号認定こども(3・4・5・歳児)

教育・保育理念 いい子より幸せな子になってね

教育・保育方針 こどもの年齢にあわせ、理屈ではなくいろいろな経験や活動をバランスよく体験することで、潤いのある人間関係を作る。

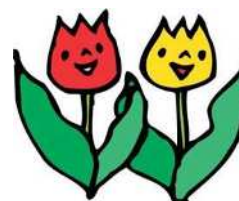
教育・保育目標 * 健康な身体と不屈の精神を育てる

* 自立心積極性に富み、自分で考える力を育てる

* 情操豊かに愛のある心を育てる

* 豊かな表現の出来る子に育てる

* 社会性を身につけ、正しい知性を育てる



● 1・2・3号利用時間

	7:30	8:00	8:30	9:30	14:30	15:00	18:00
1号認定	一時預かり	随時登園	教育保育時間	随時降園	一時預かり		
	7:30	8:00	9:30	14:30	16:00	18:00	18:30 19:00
2・3号短時間保育	延長保育	随時登園	教育保育時間	随時降園	延長保育		
2・3号標準時間保育	随時登園	教育保育時間	随時降園	延長保育			

● **諸費** (1・2号認定児さんで、食代の免除される場合があります。お問合せ下さい)

	給食代	飲み物	共同用品代	園バス (希望者)	施設研修費	絵本	PTA 会費
1号認定こども	○	○	○月単位	○	○月単位	○	○
2号認定こども	○	○	○月単位	○	○月単位	○	○
3号認定こども			○月単位		○月単位		○

* 1・2号の方は、入園時制服・個人持ち教材、3号認定の方は、入園時諸物品の購入をしていただきます。詳しくは、直接園にお問い合わせください。 **お問い合わせ先: 認定こども園わかば幼稚園 TEL055-273-5737**

たのしいがいっぱい！

社会福祉法人成島 幼保連携型認定こども園

まみい・キッズこども園

《理念》親も子もともに育ちあえる たのしいがいっぱいのこども園

《保育目標》

「たのしい」をめざす。

こころも体もしょうぶ
感性が豊かな子
～心身健康～

お友だちが大好き
ゆずる心・思いやり
～協調性～

自分の考えを伝え
行動できる子
～自己決定～

たのしいがいっぱい！
のいちねん

●4月

入園式・保護者総会
お楽しみ会

●5月

親子遠足
外部講師による遊びの開始

●6月

電車遠足(年長児)
お楽しみ会

●7月

夏祭り
プール・泥んこ遊び

●8月

お泊り保育(年長児)
お楽しみ会

●9月

引き渡し訓練
入園説明会(入園希望家庭対象)
医大生との交流

●10月

運動会
芋掘り(年長児)

●11月

秋のフルーツ狩り

●12月

生活発表会(以上児)
お楽しみ会

●1月

もちつき
ぬいぐるみ病院(医大生との交流)

●2月

豆まき
お楽しみ会

●3月

入園準備説明会
お別れ会

卒園式

※園独自 ※保護者会合同



《クラスごと保育方針》

0歳児 身近な大人との信頼関係を築く

～赤ちゃんの意思表示をいつでも受け止める～

1歳児 規則正しい生活を整える

～生活リズムを大切に情緒の安定を図る～

2歳児 良い環境を整える

～安心安全の中でたっぷり遊び子どもの気づきを大切にする～

《クラスごと教育方針》

3歳児 良い生活習慣を身に着け生活力を育む

～気持ちの良い行い！知恵と工夫の心～

4歳児 好奇心と意欲を育む

～知りたい心！やってみよう気持ち～

5歳児 粘り強い心と協調性を育む

～みんなで頑張る心！みんなで喜ぶ心～

デイリープログラム

	7:30	8:30	9:00	12:00	15:00	16:00	16:30	18:30	19:00
新2号認定	預かり保育	自由保育	教育・保育	給食/午睡	おやつ 集会 自由保育	自由保育			
2号認定	短時間 延長保育	自由保育	教育・保育	給食/午睡	おやつ 集会 自由保育	延長保育	自由保育		
標準時間	自由保育	教育・保育	給食/午睡	おやつ 集会 自由保育	延長	自由保育			
3号認定	短時間 延長保育	自由保育	認定保育	給食/午睡	おやつ 集会 自由保育	延長保育	自由保育		
標準時間	自由保育	認定保育	給食/午睡	おやつ 集会 自由保育	延長	自由保育			

※年長児は午睡なし

園長： 乙黒 いく子

定員： 115名(1・2・3号認定児)

生後2か月～就学前

休園日： 日曜・祝日・年末年始

その他事業：延長保育、預かり保育、病児保育(体調不良児対応型)、
地域子育て支援(ちやいるど広場)

住 所： 中央市成島 1072-1

電 話： 055-273-3522

H P： <https://mammy.ed.jp>

mail： info@mammy.ed.jp

ゆりかご愛児園 西はなわ保育園

利用定員：3号認定 12名

利用定員：3号認定 19名

～家庭的な雰囲気の中 一人ひとりを大切にする保育園～



ゆりかご愛児園

★住所：〒409-3803 中央市若宮1 2番地9

★TEL・FAX：055-209-2225

★MAIL：yurikagoaijen@yahoo.co.jp

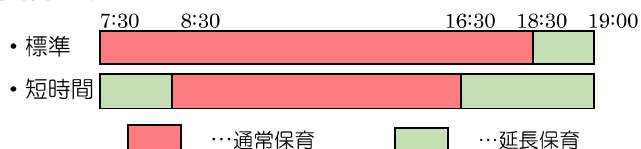
西はなわ保育園

★住所：〒409-3843 中央市西花輪 452 番地 2

★TEL・FAX：055-209-2282

★MAIL：nishihanawahoikuen@gmail.com

★開園時間：月曜日～土曜日・7：30～19：00



★休園日：日曜日 祭日 年末年始（12/29～1/3）

★保育料金：中央市保育料基準額（3号）による

★完全給食：アレルギー対応食

★連携施設：社会福祉法人 成島 まみい・キッズこども園
（中央市成島1072番地1）



小規模保育事業
（A型）

小規模保育事業の施設は、0歳から2歳児を対象とした19人以下の少人数保育を行う施設でA型は全員が保育士資格の保有者です。本園はA型で、子どもの数に対し、手厚く人員が配置されることから、日々の子どもの動きに臨機応変に対応ができ、きめ細やかで質の高い保育が実現可能となっています。

【保育理念】一人ひとりを大切にし、保護者から信頼され、地域から愛される保育園

【保育方針】家庭的な雰囲気の中で、少人数だから出来る保育

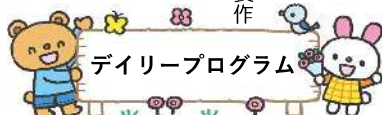
- ・子ども一人ひとりの発達過程や心身の状態に応じた、きめ細やかな保育
- ・子どもの健康と安全を基本に、自然環境を活かした保育
- ・子どもと家庭を尊重し、保育者も共に成長し合えるような保育園



主な年間行事

- ◆お話し会、避難訓練、身体測定は毎月、お誕生日会は隔月に行います。
- ◆ミニ遠足は、4～6月、9～11月に月1回行います。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
◆入園式	◆こどもの日製作 ◆イチゴ狩り ◆内科検診 ◆検便・検尿検査	◆検便・検尿検査 ◆フアミリーデー製作 ◆ジャガイモ掘り ◆梅ジュース作り	◆梅干作り ◆ミニトマトの収穫 ◆七夕短冊作り ◆プール開き	◆プール遊び	◆敬老の日製作	◆検便・検尿検査 ◆内科検診 ◆サツマイモ掘り	◆干し柿作り ◆どんぐり拾い	◆クリスマス製作		◆鬼面製作 ◆節分豆まき	◆ひな飾り製作 ◆保育参観 ◆卒園式



デイリープログラム

	7:30	9:30	10:00	11:00	11:30	12:30	14:30	15:00	16:00	18:00	18:30	19:00		
0歳児 前期・中期・後期	登園開始	自由遊び	睡眠	おむつ交換	外気浴・自由遊び 朝の会・水分補給	給食・授乳	おむつ交換	睡眠	おむつ交換	自由遊び おやつ	授乳・おむつ交換	おやつ	延長保育	保育終了
1〜2歳児 年齢・個別対応あり	登園開始	コーナー遊び	排泄	水分補給（牛乳）	外遊び・散歩 朝の会	給食・歯磨き	午睡準備・排泄	午睡	起床・排泄	設定保育 おやつ	帰りの会	おやつ	延長保育	保育終了

ミモザ保育園

mimosa

中央市認可保育園
小規模保育事業A型

< 保育理念 >

- ・子どもたちが主体性をもち、のびのびと過ごせる保育園
- ・子どもたちが楽しく登園するために保育士が心から笑顔でいられる保育園
- ・保護者の悩みに寄り添えるアットホームな保育園

< 保育方針 >

- ・「自分でやりたい」を大切にし、子どもの伸びる力を育む
- ・家庭的雰囲気のもとで、一人ひとりの子どもの豊かな人間性を育成する
- ・家庭と連携を図り子育てを楽しめるように応援する

< 年間行事 >

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
入園式	野菜の苗植え 引渡し訓練	おもち植え 内科歯科検診	七夕会 流しそうめん	プール開き すいか割り	稲刈り おまつり	ハロウィン 内科歯科検診	やきいも会	クリスマス会	お正月あそび	豆まき会 新年度説明会	卒園式 ひな祭り会

一人ひとりの個性を尊重しあたたかく保育していきます

Since 2023.11

対象年齢：0～2歳児

定員：19名(最大定員数)

開園時間：月～土曜日 7:30～19:00

休園日：日曜日 祝日 年末年始(12/29～1/3)

一般社団法人ミモザ保育園

住所：中央市下河東1941-3

電話：055-207-3626

HP：<https://mimosa2023.amebaownd.com>

Mail：mimosa-2023@outlook.jp



WEBSITE



@MIMOSA_HOIKUEN

保育理念

- ★外国籍の子供が多い地域の特性を生かし、日本と外国の子供達が繋がることのできる保育
- ★幼いときから異文化の世界に慣れ親しむ保育
- ★少人数だからこそできる家庭的な雰囲気



保育方針

- ★幼児一人ひとりの個性を尊重し周りの園児と楽しく遊べる保育
- ★心身ともに健康で明るく人間愛豊かな子供を育てる保育
- ★子供も保育者も共に楽しく、毎日新しい発見ができる保育



みんなの
いばしよ

主な年間行事

- 4月・入園式・新入生迎会
- 5月・お楽しみ会・交流会
- 6月・引き渡し訓練
- 7月・水遊び・親子遠足
- 8月・お楽しみ会
- 9月・園外保育・内科検診
- 10月・秋の遠足・交流会・親子遠足
- 11月・お菓子作り
- 12月・クリスマス会
- 1月・お正月遊び等
- 2月・内科検診・節分豆まき
- 3月・お別れ遠足・卒園式



園の概要



開園時間: 7:30~18:30

休園日: 日曜日・祝日・お盆休み・年末年始



住所: 中央市東花輪1844-2



電話: 055-225-5589



hoikuenminnannoibasho@gmail.com



MINNANO_IBASHO



